○ 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成十八年七月環境省告示第九十八号)無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する件(案) 新旧対照表 (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
1 (略)	1 (略)
2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十二の	2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十二の
十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。	十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。
一 廃ポリ塩化ビフェニル等(令第二条の四第五号イに規定する	
廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。)(電気機器又はOFケーブ	
ル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又	
はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量	
のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの(以下「微量ポ	
リ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったも	
のに限る。)	
二 ポリ塩化ビフェニル汚染物(令第二条の四第五号ロに規定す	
るポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。)(微量ポリ塩化ビフェ	
ニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入され	
たものが廃棄物となったものに限る。)	
三 ポリ塩化ビフェニル処理物(令第二条の四第五号ハに規定す	
るポリ塩化ビフェニル処理物をいう。)(前二号に掲げる廃棄	
物を処分するために処理したものに限る。)	
四・五 (略)	一・二 (略)